

丘珠空港 P I 推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 丘珠空港の機能強化に向けて、計画検討の透明性を確保しつつ幅広い合意形成を図りながら検討を進めるにあたり、パブリック・インボルブメント（以下「P I」という。）を円滑かつ効率的に実施するため、丘珠空港 P I 推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 協議会は以下の調整を行う。

- （1） 計画検討プロセスに関すること
- （2） 丘珠空港機能強化に関する P I レポートに関すること
- （3） 丘珠空港機能強化計画に関すること
- （4） P I 実施結果に関すること
- （5） その他、P I 実施に必要と認められること

（構成）

第3条 協議会は、次に掲げる職にある者で構成する。

- （1） 北海道 副知事
- （2） 札幌市 副市長
- （3） 防衛省 北海道防衛局長
- （4） 防衛省 陸上自衛隊 北部方面総監部 幕僚副長
- （5） 国土交通省 東京航空局長
- （6） 国土交通省 北海道開発局 港湾空港部長

2 協議会を円滑に進めるために幹事会を設置する。幹事会は、次に掲げる職にある者で構成する。

- （1） 北海道 総合政策部 航空港湾局長
- （2） 札幌市 まちづくり政策局 空港活用推進室長
- （3） 防衛省 北海道防衛局 企画部長
- （4） 防衛省 陸上自衛隊 北部方面総監部 防衛部長
- （5） 国土交通省 東京航空局 空港部長
- （6） 国土交通省 北海道開発局 港湾空港部 空港・防災課長

(協議会の運営)

第4条 協議会は必要に応じて開催する。

- 2 議長は、構成員の互選によって決める。
- 3 協議会は対面での開催を基本とするが、対面が困難である場合、構成員はオンラインによる方法で出席することができる。
- 4 構成員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは代理の者を出席させることができる。

(公開)

第5条 協議会については、公開とすることが適切でない情報を除き、原則として公開とする。

- 2 幹事会については、協議会において公開または非公開を決定するものとする。

(事務局)

第6条 協議会及び幹事会の事務局は、北海道開発局港湾空港部空港・防災課とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項は、協議会が定める。

附則

この要綱は、令和7年10月14日から施行する。